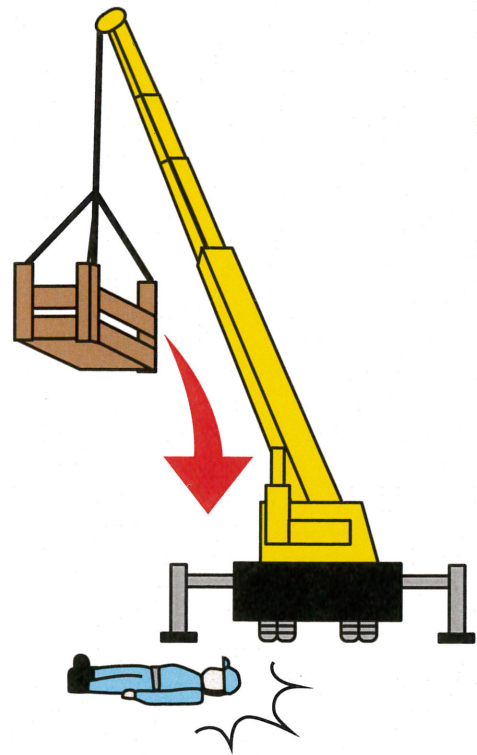


# 移動式クレーンでの高所作業は原則禁止です 愛知県内で移動式クレーンの“とう乗設備”から 墜落して死亡した災害が発生！



2019年4月、高所作業車を使用せず、移動式クレーンに専用のとう乗設備を装着して立木の枝の剪定作業を行い、地上に降りる際に枝があたり、そのあおりで約10m下に墜落し死亡するという痛ましい災害が発生しました。高所での作業は作業床平衡装置を備えた高所作業車を使用することが原則です。

## “移動式クレーンで人を吊ってはいけません”

【クレーン等安全規則】  
(搭乗の制限)

第72条 事業者は、移動式クレーンにより労働者を運搬し又は労働者をつり上げて作業させてはならない。

## “例外規定はあるけれど……”

- 第73条 事業者は、前条の規定にかかわらず、作業の性質上やむを得ない場合又は安全な作業の遂行上必要な場合は、移動式クレーンのつり具に専用のとう乗設備を設けて当該とう乗設備に労働者を乗せることができる。
- 事業者は、前項のとう乗設備については、墜落による労働者の危険を防止するため次の事項を行わなければならない。
    - とう乗設備の転位及び脱落を防止する措置を講ずること。
    - 労働者に要求性能墜落制止用器具等を使用させること。
    - とう乗設備ととう乗者との総重量の1.3倍に相当する重量に500キログラムを加えた値が、当該移動式クレーンの定格荷重をこえないこと。
    - とう乗設備を下降させるときは、動力下降の方法によること。
  - 労働者は、前項の場合において要求性能墜落制止用器具等の使用を命じられたときは、これを使用しなければならない。

～要求性能墜落制止用器具～

法令改正により「安全帯」が「墜落制止用器具」に改められました。墜落による危険のおそれに応じた性能を有するものが「要求性能墜落制止用器具」と定義されています。

## 作業の性質上やむを得ない場合とは？

- ・ 臨時に小規模、かつ短期間の作業を行う場合
- ・ 代替の方法が確立されていない場合

## 安全な作業の遂行上必要な場合とは？

- ・ クレーンを利用することによって、より安全な作業の遂行が期待できる場合
- ※昭和46年9月7日 基発第621号

## 高所作業車での作業では……

- ・ 高所作業についての資格を確認
- ・ 作業開始前点検の実施
- ・ 墜落制止用器具のフックを確実に掛ける
- ・ 他への乗り移りや中棧への足かけは厳禁
- ・ 高所作業車で荷の吊り上げ、吊り下げをしない
- ・ ランヤードはなるべく短いものを



# 高所での作業は…“安全帯”から“フルハーネス型墜落制止用器具”へ！

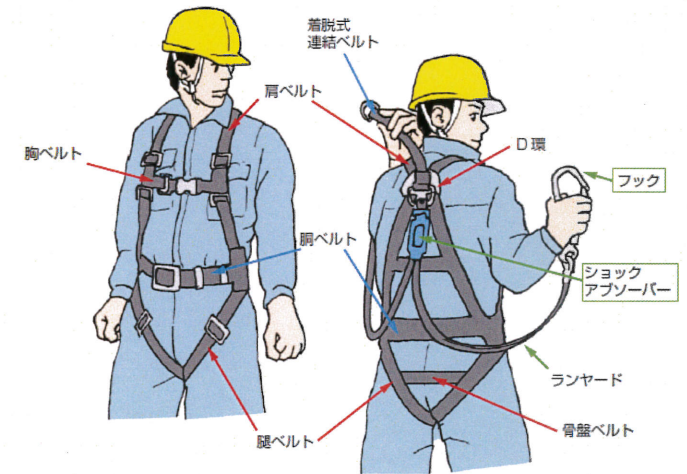


胴ベルト型は  
腹部圧迫の危険が！

- ・ 胴ベルト型安全帯は墜落時の衝撃荷重により胸部・腹部への圧迫や抜けによる落下の危険性があります。
- ・ 墜落制止用器具は「フルハーネス型」を使用することが原則です。
- ・ 高さが6.75m以下の場合には「胴ベルト型(一本つり)」を使用できます。
- ・ フルハーネス型墜落制止用器具を装着しての作業には「特別教育」の受講が必要です。
- ・ 旧構造規格に基づく安全帯(胴ベルト型・フルハーネス型)を使用できるのは令和4年1月1日までとなります。

## フルハーネス型墜落制止用器具の使用にあたって！

- ・ 取り扱い説明書を確認し、安全上必要な部品が揃っているか確認し、緩みなく確実に装着する。
- ・ 墜落制止用器具の取付設備は、ランヤードが外れたり抜けたりする恐れのないもので、墜落制止時の衝撃力に耐えられるものであること。
- ・ 墜落後にフック等に曲げの力がかかることによる脱落、損傷を防ぐためフック等の主軸と墜落時にかかる力の方向が一致するように取り付ける。
- ・ 垂直親綱に墜落制止用器具のフック等を取り付ける場合、親綱に取り付けたグリップ等の取付設備にフック等をかけて使用する。取付設備の位置は、ランヤードとフルハーネス等を結合する環の位置より下にならないようにして使用する。
- ・ 水平親綱は、ランヤードとフルハーネス等を結合する環より高い位置に張り、それに墜落制止用器具のフック等を掛けて使用する。



## 点検・保守、廃棄の基準

- ・ 点検・保守及び管理は責任者を定めて確実にを行い、管理台帳を整備しておくこと。
- ・ 一度でも落下時の衝撃がかかったものは使用しない。
- ・ 摩耗、傷など劣化の激しいものは使用しない。

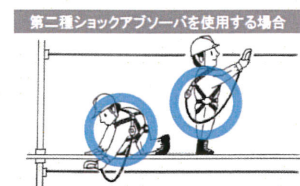
## 「安全帯の規格」(※旧規格)から「墜落制止用器具の規格」(平成31年厚生労働省告示第11号 新規格)へ

～旧規格と新規格では耐衝撃性が大きく違います！ 選定要件の三ヶ条～

- (1) 6.75mを超える高さの箇所では新規格によるフルハーネス型のものを使用。
- (2) 着用者の体重とその装備品の質量の合計に耐える器具を選定。
- (3) ショックアブソーバーはフック位置によって適切な種別を選定。



(フックを掛ける位置が、腰より低い場合は第二種を使用)



(100kg用が適切な者)

## フルハーネス型墜落制止用器具特別教育

日本クレーン協会東海支部では「フルハーネス型墜落制止用器具特別教育」を開催しています。フルハーネス型墜落制止用器具の構造、使用方法、保守・管理の方法、墜落・転落災害防止についてベテランの講師が解説し、実技も併せて一日講習で行います。受講についてのお問合せは、「(一社)日本クレーン協会東海支部事務局 TEL052-231-4633」までお願いします。